

台風等異常気象時における安全確保について

気象業務法の改正により、「特別警報」が導入されました。つきましては、発表された場合の対応が下記のように愛知県教育委員会より指示されました。ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

記

1 特別警報が発表された場合

- (1) 児童が登校する以前に特別警報が発表された場合
 - ア 登校させない。
 - イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。
- (2) 児童の登校後に特別警報が発表された場合
 - ア 即刻、授業を中止、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集及び児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
 - イ 児童を校内に留め置いた場合、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

2 暴風警報が発表された場合……従来通りです

- (1) 児童が登校する以前に暴風警報が発表された場合
 - ア 始業時刻2時間前(6時25分)までに警報が解除された場合、平常通り授業を行う。
 - イ 始業時刻2時間前以降午前11時までに警報が解除された場合、解除後2時間を経て授業を始める。
※ただし、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時は、登校しなくてよい。
 - ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。
- (2) 児童の登校後に暴風警報が発表された場合
 - ア 気象・通学路の状況等から児童を安全に帰宅させようと判断した場合、速やかに下校させる。この場合、途中まで通学団担当者が引率します。
 - イ 通学路が危険と認められたり、家庭にだれもいないことが分かっていたりする場合、学校に留め置きする。